

生活困窮者自立支援事業 多久市生活自立支援センターだより



第24号（2018年12月発行）

多久市生活自立支援センター（多久市社会福祉協議会）からのお知らせです。
当センターでは、生活困窮者自立支援事業の業務に関する情報提供等を行い、
定期的に広報誌【すてっぴ】を発行しています。
この広報誌を通じ、当センターの事業の理解や周知に繋がれば幸いです。

～医療費助成制度の紹介～

重度心身障害者医療費助成について



多久市に居住し、身体障害者手帳や療育手帳をお持ちの方で、重度の心身障害者の方を対象に医療費の助成（負担軽減）が受けられます。

助成等を受けるためには、受給資格者証の交付申請手続きが必要です。

ただし、所得制限がありますのでご注意ください。

※詳しくは、多久市役所福祉課 高齢・障害者福祉係までお尋ねください。

対象者

※①～③のいずれかに該当されている方

- ① 身体障害者手帳 1～2 級所持者
- ② 療育手帳所持者で、知能指数が 35 以下の人
- ③ 身体障害者手帳 3 級かつ療育手帳所持者で、知能指数が 50 以下の人

助成額

健康保険の適用される医療費から月額 500 円を控除した額

※入院時の食事療養費は対象となりません。

※健康保険などで付加される給付金は除かれます。



手続き方法

申請窓口：多久市役所福祉課 高齢・障害者福祉係（多久市役所 1 階）

☎0952-75-4823 ファックス:0952-74-3398

持参書類：各種障害者手帳、マイナンバーカードもしくは通知カード、印鑑

※さまざまなケースがありますので、個別にご相談ください。

多久市生活自立支援センター（多久市社会福祉協議会）

【TEL】0952-75-3593 【FAX】0952-75-6590

【相談時間】8:30～17:00 ※休み…土・日・祝・年末年始

北島（主任相談支援員）・安藤（家計相談支援員）

文責：北島（主任相談支援員）